

1 業務担当課（問合せ先）

入札説明書（共通）のとおり。

2 調達内容

(1) 分担業務名

広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務 緊急清掃業務（単価契約）

(2) 履行の内容等

本業務は、下水本管及び取付管並びに暗きよの施設機能を保持するため、清掃等の業務を行うものである。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 予定総額

55,362,733円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

見積りを行う代表工種の単価に係る予定価格

1,402円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 履行場所

中区内一円

3 入札方式

入札説明書（共通）のとおり。

4 入札区分

入札説明書（共通）のとおり。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札公告のとおり。

6 資格確認申請書等の書類の交付方法

入札説明書（共通）のとおり。

7 契約条項を示す場所等

入札説明書（共通）のとおり。

8 入札の方法

入札説明書（共通）のとおり。

9 入札書等の提出方法等

(1) 提出場所

入札説明書（共通）のとおり。

(2) 提出部数

入札説明書（共通）のとおり。

(3) 提出期限

入札説明書（共通）のとおり。

(4) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した緊急清掃業務（単価契約）の内訳書を、入札書に添付するこ

と。

なお、内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。
作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（本市のホームページに掲載）。
入札金額内訳書は、本業務所定の様式を使用して作成すること。

10 開札等

入札説明書（共通）のとおり。

11 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

次により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1-1）等を提出しなければならない。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出場所

前記1に同じ。

(2) 添付書類

ア 広島市税の納税証明書

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（写しも可）。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（写しも可）。〔電子納税証明書（XML形式）は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 産業廃棄物に係る許可等の確認資料

次に掲げる条件をいずれも満たしていることが確認できる資料。

(ア) 産業廃棄物処分業（区分は、中間処理（脱水、乾燥（天日乾燥を含む）又は固化）とし、いずれも処理する廃棄物の種類に有機性の汚泥を含むこと）の広島市、広島県、呉市又は福山市のいずれかの許可を有している者。

(イ) 次の産業廃棄物収集運搬業（有機性の汚泥を含むこと）のいずれかの許可を有している者。

① (ア)の産業廃棄物処分業に係る中間処理施設が広島市内にある場合

・広島市又は広島県の許可

② (ア)の産業廃棄物処分業に係る中間処理施設が広島市域外にある場合

・広島県の許可、又はその区域を管轄する呉市若しくは福山市の許可及び広島市の許可

(ウ) 上記(イ)の産業廃棄物収集運搬業（有機性の汚泥を含むこと）の許可申請又は届出がなされている吸泥車（揚泥車・吸引車）の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を確認できる者。

(エ) 高圧洗浄車の所有者又は使用者であることを車検証により確認できる者。

(オ) テレビカメラ搭載車の所有者又は使用者であることを車検証により確認できる者。

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

入札説明書（共通）のとおり。

12 一般競争入札参加資格の確認

入札説明書（共通）のとおり。

13 落札者の決定

入札説明書（共通）のとおり。

14 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者。
 - イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者。なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札回数等
入札説明書（共通）のとおり。
- (4) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。
なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。
 - イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、前記1に提出したとき。
なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。
 - (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
 - (イ) 広島市税について滞納がないこと。
 - (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。
なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初め

て契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記 1 に申請すること。

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から 5 日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（予定総額の 100 分の 5）を支払うものとする。

ウ 契約書は 2 通作成し、本市及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各 1 通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本市が交付する。

(6) 入札の中止等

入札説明書（共通）のとおり。

(7) 入札の無効

入札説明書（共通）のとおり。

(8) その他

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市契約規則その他関係法令及び本市の要綱、要領等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。